



尿毒症の検査

尿毒症とは…腎不全や排尿不全などにより、通常、尿中に排泄される尿素やその他の老廃物が血中に多く残る状態となり、呼気や枝肉に強い尿臭を認める場合を尿毒症といいます。

福岡市食肉衛生検査所では、生体検査で尿毒症の疑われる家畜を発見した際は、血液検査を行い、**血中尿素窒素 (BUN)** が **100mg/dl 以上** の場合は尿毒症として“と殺禁止”にしています。また、解体後検査で枝肉に強い尿臭を認めた場合、尿毒症を疑い、精密検査（血液検査、官能検査）を行います。精密検査の結果、尿毒症と判定されたものは内臓などを含め“全部廃棄”となります。

血液検査

血中尿素窒素 (BUN) を測定します。

正常値 牛：10～25mg/dl 豚：8～25mg/dl

BUN 値が **100mg/dl 以上** の場合は尿毒症と判定します。

TBIL-PS=	1.2 mg/dl
BUN-PS	>140.0 mg/dl
GOT-PS =	752 U/l
ALB-PS =	4.4 g/dl
TP-PS =	7.2 g/dl

官能検査

首、腹、尻の筋肉を細かく切り、温めた後、複数の検査員で肉のにおいを嗅ぎ、尿臭の有無を確かめます。BUN 値が 100mg/dl 未満であっても、官能検査で強い尿臭を認めた場合は、尿毒症と判定します。



正常な肉と比べて尿臭がないか確かめます。



複数の検査員がにおいを嗅いで確かめます。

尿毒症によると殺禁止および全部廃棄頭数

		H26	H27	H28	H29
と殺禁止	牛	6	3	3	7
	豚	0	0	0	0
全部廃棄	牛	2	1	1	0
	豚	1	1	0	0
					(頭)

<出荷者の方へ>

尿毒症は経済的損失が大きいものです。
尿が出にくい、元気がないなどの症状があれば早めに受診しましょう。